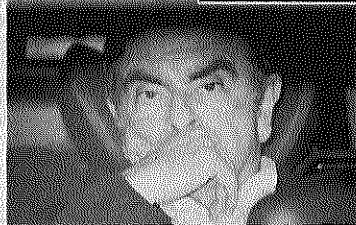
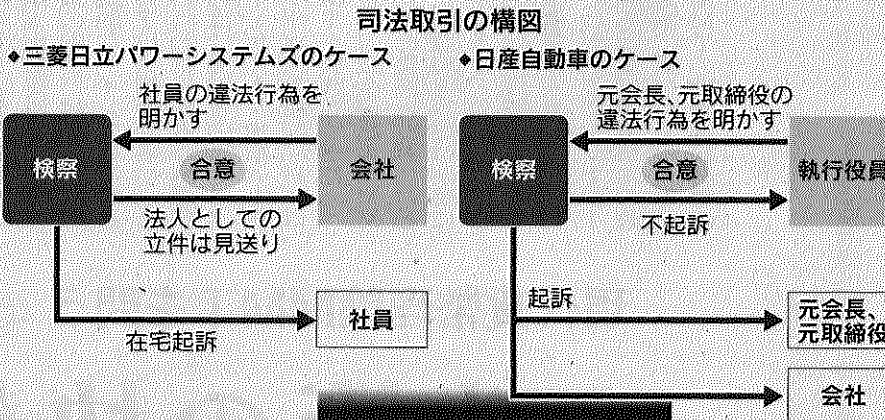


司法取引 企業は二の足

日本版導入1年

日本版司法取引制度(協議・合意制度)が昨年6月に導入されてから1年が経過した。三菱日立パワーシステムズ(横浜市)の贈賄事件が1号案件、日産自動車のカルロス・ゴーン元会長が金融商品取引法違反などで起訴された件が2号案件とされる。社会的にも影響が大きい2つの事件に適用されたことで注目を集めたが、その使われ方には戸惑いの声が上がっている。普及に向けた課題を探った。(宇賀神宰司、藤本秀文)

「会社が社員を売った」。2018年7月、タイの発電所建設に絡んだ贈賄事件。受注した三菱日立パワーシステムズ(MHPS)の社員ら3人が起訴されたことが報じられると、同社や出資母体の三菱重工業の社員から「トカゲのしっぽ切りだ」という声が相次いだ。容疑は外国公務員に贈賄した不正競争防止法違反。2018年7月、タイの発電所建設に絡んだ贈賄事件。受注した三菱日立パワーシステムズ(MHPS)の社員ら3人が起訴されたことが報じられると、同社や出資母体の三菱重工業の社員から「トカゲのしっぽ切りだ」という声が相次いだ。容疑は外国公務員に贈賄した不正競争防止法違反。2018年7月、タイの発電所建設に絡んだ贈賄事件。受注した三菱日立パワーシステムズ(MHPS)の社員ら3人が起訴されたことが報じられると、同社や出資母体の三菱重工業の社員から「トカゲのしっぽ切りだ」という声が相次いだ。容疑は外国公務員に贈賄した不正競争防止法違反。



法律事務所を出る、日産自動車の元会長(東京都千代田区)

(注)関係者への取材を基に作成

罪の減免 解釈にズレ

企業不祥事の解明のため 設けられた諸制度

司法取引制度

2016年に成立した改正刑事訴訟法に盛り込まれ、18年6月に施行。脱税、粉飾決算、インサイダー取引、談合、カルテル、贈収賄などの経済犯罪が主な対象

リーニエンシー制度

課徴金減免制度のこと。事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される

社内リーニエンシー

各企業が社内規程などで定める制度。法令違反など不祥事に関する社員が、内部通報するなど自主的に問題の早期発見、解決に協力した場合に処分を減免する

贈収賄、脱税、談合などの経済犯罪が主な対象で米国では定着している。関係者によると、MHPSはタイの事件に際して、会社と社員の罪の減免を想定して当局に捜査協力することにした。弁護士を交えて交渉する過程で「当局から『司法取引の制度がある』と持ちかけられた」という。

三菱重工は過去の談合で当局に自主申告した経緯があった。06年に摘発された旧首都高速道路公団(現首都高快速道路)などが発注したトンネル用換気設備工事を巡る談合で、独占禁止法の課徴金減免(リーニエンシー)制度の適用を受けた。これも適用第1号だ。最初に談合を自主申告したため課徴金は免除され社員も不起訴となった。

だが結局、会社は資料を提出する代わりに訴追を逃れ、元役員ら3人が起訴された。会社が訴追されれば受注などへの影響が大きくなるという判断が働いたとみられる。罪を問われた元役員ら3人のうち、元取締役は「(他の被告と)共謀して金銭を供与した事実はない」と無罪を主張。裁判を続けており、しこりが残った。東京地裁は3月、起訴内容を認めた2人に執行猶予付きの有罪判決を言い渡した。

2号案件とされるのは、昨年11月、日産元会長のゴーン被告が金融商品取引法違反(有価証券報告書の虚偽記載)容疑で逮捕された事件だ。東京地検特捜部は、日産の側近幹部2人との司法取引で得た証拠などに基づきゴーン元会長らを起訴していたもようだ。

だが結局、会社は資料を提出する代わりに訴追を逃れ、元役員ら3人が起訴された。会社が訴追されれば受注などへの影響が大きくなるという判断が働いたとみられる。罪を問われた元役員ら3人のうち、元取締役は「(他の被告と)共謀して金銭を供与した事実はない」と無罪を主張。裁判を続けており、しこりが残った。東京地裁は3月、起訴内容を認めた2人に執行猶予付きの有罪判決を言い渡した。

立件の根拠 準備十分に

司法取引に詳しい井上明弁護士の話。米国でこれまで13件の司法取引を扱った。司法取引を活用する際に、企業は以下の点に留意する必要がある。

まず、弁護士を通じて司法当局と信頼関係を築くことだ。立件のためにどんな証拠が必要かなど、事前に十分に打ち合わせをする。その後の展開をお互いに想定したうえで、必要な準備をすべきた。証拠が十分のまます。通報した社員を守る仕組みも必要だ。池田祐久弁護士は「米国ではドッド・フランク法(金融規制改革法)など内部通報を強力に促す体制をとっている」と語る。

残業時間の上限

4月に施行 改革関連法は「是正」と「働き方の推進」だ。企業と労働者との見直しを迫るべき点を、対策を講かせない。

司法取引の結果、不正に関する資料を提出し、捜査に全面協力する見返りに、2人を起訴しない内容だった。日産の例は幹部級の個人を訴追対象にする米国の典型的な司法取引の使われ方だ。当初、金商法違反が中心だった際は海外メディアから「形式犯」の批判とともに長期勾留を問題視する声も上がった。その後、会社の資金を自らに還流させた「実質犯」である特別背任罪の立件に至った。

関連法

① 同関連法にあり、その1の上限規制の是正間労働の是正取り組みだが、件が複雑に絡すれば罰則が性もある。ポ